

# <sup>花・愛・光の学校</sup> 東神楽町立東神楽小学校 いじめ防止基本方針

平成26年制定<令和6年4月改定>



#### Ⅰ いじめ問題に関する基本的な考え

- 1 いじめとは
- 2 いじめ防止の基本姿勢
- 3 いじめ防止対策組織

#### Ⅱ 未然防止

- 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- (1) 児童会活動を中心としたいじめを許さない活動の充実
- (2) 学級経営の充実
- (3) 道徳教育の充実
- 2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- (1) 一人一人が活躍できる児童会活動
- (2) 人とのかかわり方を身につけるための活動
- (3) 安心して自分を表現し、達成感・成就感を味わう学習活動
- 3 保護者・家庭との連携

#### Ⅲ 早期発見

- 1 変化に気付く ~日常的・定期的に情報交換を!
- 2 相談できる体制づくり

# IV 早期対応・解決

- 1 いじめへの緊急対応
- 2 いじめが起きた時の対応
- 3 いじめの解消
- 4 重大事態への対処

#### V ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のためには
- (1) 情報モラルに関する特殊性を踏まえて
- (2) 保護者に伝えること

#### VI 学校いじめ防止プログラム

VII いじめ発見・見守りチェックシート



許さない学校を次のようにつくります!強く結び付き、 いじめ」をしない!東神楽小学校では、保護者 地域 学校が

# いじめ問題に関する基本的な考え

本校では全ての教職員が「いじめは絶対に許されない。いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる。」との認識を持ち、家庭、地域、関係機関と連携していじめ防止等のための対策を推進するため、国及び道の基本方針に基づき、いじめを決して許さず、被害児童を徹底して守り通すという確固たる決意で、全力を尽くすため、以下の「いじめ防止基本方針」を策定しています。

#### 1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為(ネット等を通じて行われるものを含む)であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。



#### 【いじめの態様】

- ○冷やかし、からかい○仲間はずれ
- ○言葉でのおどし
- 〇暴力
- ○持ち物隠し
- Oたかり
- 〇陰口
- 〇無視 など

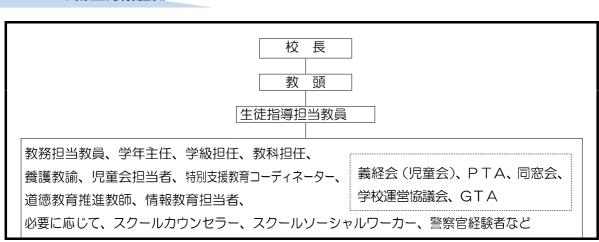
「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景を調査して判断する必要があります。

# 2 いじめ防止の基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ いじめの早期発見のために、「いじめ防止委員会」を機能させ、様々な手段を講じます。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、指導にあたります。

# 3 いじめ防止対策組織



# Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に努めます。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進しながら、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない環境づくり」に取り組まなくてはなりません。

また、児童一人一人及び多様性が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組んだり、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育んだりできるように努めます。

# 1 いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

#### (1) 義経会(児童会活動)を中心としたいじめを許さない活動の充実

いじめゼロを目指した児童会活動を推進します。

#### 【実践例】

- 1 役員選挙では、「いじめのない 明るく楽しい学校にしたい」との思いを大切にするよう事前指導する。
- 2 悩みBOXを設置し、全校児童が困っていること、こうなってほしいことを出し合い、その解決や 実現に向けて取り組んできた。

#### (2) 学級経営の充実

児童一人一人が、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。また、 児童が互いの関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める ための具体的な手立てを講じます。特にいじめの対象となりやすい子どもについては、事前に学校全 体や保護者と一体となって未然防止に努めます。

#### 【実践例】

- 1 帰りの会での「今日のNO.1」、「ありがとう○○君・○○さん」の紹介
- 2 子ども理解支援ツール「ほっと」の実施と分析・活用

#### (3) 道徳教育・人権教育の充実

特別の教科「道徳」では命の大切さや規範意識を育てる指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせます。さらに、いじめと感じた時は、教師や友達に知らせることは、悪いことではないことも指導します。

#### 【実践例】

- 1 参観日での道徳科の公開 生命尊重・個性伸長・協力・思いやり親切など、本校の重点内容項目の時間の工夫
- 2 「いじめ防止」につながる授業

#### 2 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

子どもたちは、周りの環境によって大きな影響を受けます。子どもにとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つといえます。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となると考えます。

#### (1) 一人一人が活躍できる児童会活動

児童の主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を進めます。

#### 【実践例】

- 1 義経会で、毎日「今日ラッキーな人」を決めて、全校児童が拍手をする環境をつくっている。
- 2 義経会による挨拶運動を通して、東小っ子同士でコミュニケーションを大事にする取組につなげている。
- 3 たてわり班活動(異学年との交流)を通して、学年にとらわれず仲良く遊んでいる。
- 4 各委員会では、全校みんなが楽しく過ごせる集会などの活動を行っている。

義経会:宝探し 図書:図書館祭り

#### (2) 人との関わり方を身に付けるための活動

朝の活動等で、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができます。また、たとえ、様々な事情でストレスを感じることがあっても、それに負けない自信、他者への感謝をもって過ごせるように育てていきます。

#### 【実践例】

- 1 ソーシャルスキルトレーニングの実施
- 2 「キャリアパスポート」を活用した自分の成長の自覚
- (3) 安心して自分を表現し、達成感・成就感を味わう学習活動

校内研究「わかった!」を実感し、主体的に学ぶ子」を目指した研究授業を通して、教員が切磋琢

磨し、子どもが、学ぶ喜び、楽しさを味わうことができるようにします。特に、学習規律をつくることや教師の不適切な言動は、学校が一体となって取り組みます。

#### 【実践例】

1 個の考えを交流する場面の重視

「わからない!」「むずかしい!」「もう少し教えて!」など、困り感を出せる授業

### ぜったいにしない、させない

- 学習に自信をもてずにいる子どもへ の消極的・否定的な態度、ひやかし、か らかい
- O チャイムがなったら席につく、正しい姿勢の徹底など、授業中の規律
- 教師の不適切な言動や認識、差別的 な態度や言動は、絶対にしない。



- 2 本時の課題と結びついた明確な「まとめ」と「類題」の工夫
- 3 自己評価・他者評価で、本時の変容、成長の実感

#### 3 保護者・家庭との連携

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、「いじめ防止対策推進法」においては保護者の責務も定められていることから、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さについて共通理解を深め、連携して指導に当たります。

### 「いじめ防止対策推進法」における 保護者の責務

- ○保護者は、保護する児童がいじめを行うことが ないよう、規範意識を養うための指導を行うよ う努める。
- ○保護者は、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に保護する。
- ○保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための 措置に協力するよう努める。

#### 【実践例】

- 1 いじめ防止基本計画の周知「変化のサインは、すぐに学校に!」
- 2 保護者会・学校関係者会議等での取組の周知
- 3 PTA生活指導部による標語募集の取組
- 4 PTA研修部による「いじめ」等に関する研修会の開催
- 5 学校・学年だより等による広報活動の充実
- 6 相談ダイヤル等の周知

# Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見することが、早期の解決につながります。教職員の心理的安全性の確保に努め、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めなければなりません。いじめは、教職員や保護者が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが求められます。また、児童に関わる情報をすべての教職員の間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することも大切です。

# 1 変化に気付く ~日常的・定期的に情報交換を!

おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共

有し、より大勢の目で当該児童を見守る ようにします。

#### 【実践例】

- ○日ごろの炉辺談話
- ○全校給食、ランチルームでの 様子の交流

#### 2 相談できる体制づくり

いじめに限らず、困ったこと悩んでいることは、誰にでも相談できること、相談することが大切であることを日常的に指導します。いじめの相談があった場合は、管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」を中心に情報の共有と早期解決に向けた取組を進めます。

#### 【実践例】

- ○教育相談(6月・11月)
- ○「いじめアンケート」の実施と分析(6月・9月・11月)
- ○保護者との懇談会、日常的な連絡
- ○連絡帳、手紙、日記など

#### 情報は交流・判断は迅速に

- つらい思いをしているのに、「いじめられている」と言え ない子
- 悪ふざけ、じゃれあい、遊びとの区別の難しさ
- 「いじめらている」と表すことで、その後の学校生活に不 安を感じている子 **「**
- ■アンケート「いじめを見た」という周囲の子の情報を生かす
- ■学級全体に「直したいできごとはないか」と発信
- ■教師自身の見る目を高める



# 1 いじめへの緊急対応

いじめを認知した(児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合)教職員は、その時に、その場 で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行います。あわせて、ただち に学級担任、学年主任、生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡し、管理職に報告します。 必要に応じて、地域住民,児童相談所,警察その他の関係者との連携を図り、対処します。

#### いじめられた児童

#### いじめを知らせた児童を守り通す

# 事実確認と情報の共有

- の情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、 他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に 慎重な配慮をする。
- ○事実確認は、いじめられている児童といじめて いる児童を別の場所で行う。
- ○状況に応じて、いじめられている児童、いじめ 情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下 教職員の目の届く体制を整備する。
- ○いじめられていると相談に来た児童や、いじめ ○いじめの事実確認においては、いじめの行為を 行う至った経過や心情などをいじめている児 童から聴き取る。
  - ○周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく 情報を得て、正確に把握する。
  - ○保護者対応は、複数の教職員(生徒指導担当・ 担任・教頭など)で対応し、事実に基づいて丁 寧に行う。
  - 校、休み時間、清掃時間、放課後等においても ○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数 の教職員で対応することを原則とし、管理職等 の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を 随時行う。

#### 把握すべき情報例

加害者と被害者の確認 誰が誰をいじめているのか? 時間と場所の確認 いつ、どこで起こったのか?

どんな内容のいじめか?どんな被害をうけたのか? 内容

背景と要因 いじめのきっかけは何か?

期間 いつ頃から、どのくらい続いているのか?

#### 2 いじめが起きた時の指導

#### いじめられた いじめた 児童 児童 □事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを □いじめた気持ちや状況などについて十分に聞 受けいれ、共感することで心の安定を図る。 き、児童の背景にも目を向ける。 □「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」 □心理的な孤独感・疎外感を与えないようにする を伝える。 など一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応 □必ず解決できる希望が持てることを伝える。 と粘り強い指導を行い、いじめが人として決し □自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を て許されない行為であることやいじめられる 高めるよう配慮します。 側の気持ちを認識させる。

#### いじめられた児童の いじめた児童の 保護者 保護者 □発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者 □正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や に相談し、事実関係を直接伝える。 保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい □学校の指導方針を伝え、今後の対応について協 解決を図ろうとする思いを伝える。 □「いじめは決して許されない行為である」とい □保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感 う毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識さ せ、家庭での指導を依頼する。 的に受け止める。 □継続して家庭と連携を取りながら、解決に向か □児童の変容を図るために、今後のかかわり方な って取り組むことを伝える。 どを一緒に考え、具体的な助言をします。 □家庭で児童の変化に注意してもらい、どのよう な些細なことでも相談するよう伝える.

# いじめ発生の原因を明らかに!!

## 周囲の児童

- □当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題 として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への 転換を促す。
- □「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・ 学年・学校全体に示す。
- □はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめを肯定していることを理解させる。
- □いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- □いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにい じめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

いじめを解決

教育活動の改善

# 未然防止にかかわる手立ての進捗状況の確認と改善

#### 3 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされる必要があります。単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめられた児童の側に立って観察を継続します。

- 1 いじめとされた行為が、一定期間(少なくとも3か月)止んでいる状態が継続していること。
- 2 いじめられた児童及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないこと。

#### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある、いじめにより児童が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した疑いがあると判断し、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求めて対応します。教育委員会にも報告し、関係機関とも連携して対応します。緊密に連携できる体制については日頃から構築します。

いじめ防止基本方針 7

# Ⅴ ■ ネット上のいじめへの対応

# 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインタ ーネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法に より、いじめを行うもの。

メールの他に、ブログ、チェーンメール、学校裏サイト、ゲーム機によるメールなどがあります。

### 2 未然防止のためには

#### (1) 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。また、 「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務に係る巡回結果」の確認と監視に従事 し、その結果を報告します。

【インターネットの特殊性を踏まえて】

- □発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- □匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- □違法情報や有害情報が含まれていること
- □書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけで なく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- □一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

各家庭でしっかり約束、ルールを決めて!

持たせる、使わせる!

#### (2) 保護者に伝えること

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であるこ とから、保護者と緊密に連携協力し、双方で指導するよう啓発します。

- □児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭に おいて子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる 必要性について検討すること。
- □インターネットへのアクセスは、「トラブル入口にな」 っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情 報が流出するといったスマートフォン特有の新たな トラブルが起こっているという認識をもつこと。
- □「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深 刻な影響を与えることを認識すること。
- □家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラ ブルに巻き込まれた時の小さな変化に気づけば躊躇 なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

学校では、児童の写真、住所、名 簿などを厳重に管理するととも に、その使用方法や提供の仕方に も制限をもつ。

たとえば、各行事の VTR、写真デ ータなどは提供しないようにす る。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容の検討及び準備,運営 ・後期の重点的な取組  ○校内研修(3) ・児童アンケートや各種調査結果の活用	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討  〇町内小中学校との連携 ・授業参観 等  〇道教委いじめ問題への取組状況の調査③	〇学校いじめ防止対策組織会議・2学期の取組の点検・評価・3学期の重点の検討  〇学校評価・いじめの防止等に関わる取組にいての点検	〇学校いじめ防止対策組織会議・学校評価の結果の分析・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営  ○校内研修(4)・インターネット上で行われるいじめへの対応	○学校いじめ防止対策組織会議・1年間の取組についての点検・評価  ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成
児童	〇いじめ・非行防止強調月間② 〇ボランティア活動の実施 〇ネット安全教室の実施	〇児童アンケート調査②  〇いじめ防止の理解を深める 学習(学級活動・道徳の時間)	○道教委いじめアンケート調 査②			
家庭・地域		〇保護者懇談会  〇学校評価 ・保護者アンケートの実施 ・地域アンケートの実施	〇2学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日 等 〇学校運営協議会 ・2学期の取組についての報告		○3学期の取組の状況 等についての公表 ・学校だより ・参観日 等 ○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明	

# Ⅲ いじめ発見・見守りチェックシート(学校用)

年 氏名

東神楽小学校いじめ防止対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色,雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない,おどおどしている,うつむいていることが多い。 □イライラして,物にあたる。
授業の開始時	□一人遅れて教室に入る。 □泣いていたり、泣いた形跡がある。 □机の上や中が汚されている。 □机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の児童の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。 □発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。 □教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	□職員室や保健室に頻繁に行く。 □先生の近くに居ることが多い。 □特定の児童を避ける動きが見られる。 □一人でぽつんとしている。 □特定の児童を囲むように児童が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 □格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 □集団でトイレに行って,なかなか出て来ない。
給食時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる。 □望まないおかずを多く盛られる。 □食べ物を他人に取られる。 □グループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。 □最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。 □日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 □教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても、愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織 において確実に共有し、速やかに対応を!
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に!
- ◆ 気付いたことを、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を!

# いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、 いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるな どと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の 様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年 の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう
口「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
口兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
口保護者への反発が強くなる。
口食欲がない。
口寝言などでうなされることがある。
口勉強に身が入ってないように見える。
口帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
□最近、よく物をなくす。
口学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い,具体的に答えない。
ロメールやブログ等を今まで以上に気にする。
口友達から呼び出される。
□頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
口学校のノートや教科書を見せたがらない。(*教科書への落書き、破れ)
口保護者の前で宿題をやろうとしない。(*プリントへの落書き、破れ)
口学校行事に来ないでほしいと言う。
口学校からのプリントを見せない。
口放心状態でいることがよくある。
口何もしていない時間が多い。
口倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
口無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い,学校に相談しましょう
□「行ってきます」「ただいま」を言わない。
口気分の浮き沈みが激しい。
口兄弟姉妹にあたることが増える。
□理由もなくイライラする。
口食欲が無くなり,家族と一緒に食事をしない。
口成績やテスト結果が急に下がる。
口制服や衣服の汚れが顕著になる。
口物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
口学校のことを詳しく,具体的に聞こうとすると怒る。
ロメールやブログ等を見ようとしない。
口いたずら電話がよくかかってくる。
口ちょっとした音に敏感になる。
口友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
口親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
□学校や友達の話題を避けるようになる。
口持ち物への落書きがある。
口衣服,制服,靴などを親の知らないところで自分で洗う。
口原因不明の頭痛,腹痛,吐き気,食欲低下等の身体症状が見られる。
口登校を渋る。
□身体を見せたがらない。
口外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階	学校と連絡を取り	合って対応しまし	しょう。
------	----------	----------	------

- □急に誰かを罵ったりする。
- 口かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 口身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- □身体にマジックによるいたずらがある。
- □急に友達関係が変わる。
- 口友達から頻繁に呼び出される。
- 口学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- □悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 口学校を転校したいと言い出す。
- 口金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 口以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 口自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。
- 口日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

# 警察と連携した「いじめ問題」への対応

東神楽町教育委員会 令和5年(2023年)4月

### 学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未 然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童 生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、 連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

# [参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ~いじめに対する措置~

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

# □ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
<b>暴 行</b> (刑法第 208 条)	<ul><li>○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</li><li>○無理やりズボンを脱がす。</li></ul>
<b>傷 害</b> (刑法第 204 条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて ケガをさせる。
<b>強制わいせつ</b> (刑法第 176 条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
<b>恐 喝</b> (刑法第 249 条)	<ul><li>○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</li><li>○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</li></ul>
<b>窃 盗</b> (刑法第 235 条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
<b>器物損壊等</b> (刑法第 26 I 号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
<b>強 要</b> (刑法第 223 条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為を させる。
<b>脅 迫</b> (刑法第 222 条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
<b>自殺関与</b> (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意 して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る 行為等の規制及び処罰並びに児 童の保護等に関する法律7条)	<ul> <li>○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</li> <li>○同級生の裸の写真・動画を友達   人に送信して提供する。</li> <li>○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。</li> <li>○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</li> </ul>

# 私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)

(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)

○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真·動画をインターネット上に公 表する。

# □ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

#### 被害児童生徒への支援

- ○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの 意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築し ます。
- ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。
- ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境 を確保します。

#### 加害児童生徒への指導・支援

- ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの 行為を反省させる指導・対応を行います。
- ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウン セラーや専門機関等と連携して適切な指導や支 援を行います。

#### [家庭との連携について]

- ○学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に 説明します。
- ○特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。
- □東神楽小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の、井上教諭です。また、担当者の他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- □学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。 連絡先0166-83-2344(学校代表電話)

#### [参考]『学校いじめ防止基本方針』

URL:0000000000000

QRコード